

(仮称) 小平町風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	前倒し調査は希少猛禽類について2024年1月～調査を開始しており、当該地域の希少猛禽類の生息状況を早期に把握するため、事業実施想定区域及びその周辺を対象とした目視観察調査を実施しております。
1-2	-	図書の公表	1次	①貴社ウェブサイトによると、本配慮書のインターネットでの公表期間は、縦覧期間及び縦覧期間終了日翌日の12時までの公表となっております。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 ②意見書の提出期限を7月1日とした一方、配慮書の電子での閲覧可能期間を7月2日12時までとされた理由についてご教示ください。	①アセス図書には開発に関する重要な情報が含まれており、他事業者による調査内容の盗用や不正な利用、また、第三者による悪用の恐れがあるため、環境影響評価図書を印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することは控えております。なお、住民から要望があった際に図書の貸し出しを行った実績はございます。住民との相互理解促進のため、住民からのご要望やご意見を確認した上で対応について検討いたします。 ②WEBサイト制作会社の都合に合わせて、深夜帯の対応が不可だった為、対応可能な時間である7月2日12時としました。
			2次	①電子縦覧図書のダウンロード・印刷は不可とし、縦覧期間終了後の継続的な公表は控えたと回答がございましたが、環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ること等を目的に「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行 R4.6.30改訂）を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしています。 環境影響評価情報支援ネットワークに掲載されている一部の図書のPDFデータは、事業によっては環境省のページ上での閲覧のみ可能、環境省以外のローカルPC等ではファイルが自動的に終了するよう設定されているものもあり、懸念される悪用は回避できると考えますが、こちらを踏まえ、継続して公表することによる利便性の向上について、改めて事業者の見解をご教示ください。 ②縦覧者数とインターネットで公開されたページへのアクセス数をそれぞれお教え頂けますでしょうか。また、その数値を見て、相互理解への効果を含めてどのようにお考えでしょうか	①電子縦覧を継続して公表することによる利便性の向上について記載いただいている方法をとったとしても、盗用や第三者による利用に一定の歯止めをかけられるにとどまっており、完全には払拭されない認識です。 また、昨今SNSの普及によって、期間を定めずに継続した場合、悪意を持った方に誤った認識の情報が拡散された場合に発生する処理、対応を事業者側ですべて適切に実施することは困難であると考えております。懸念が払拭されない以上、1次回答にも記載しております要望があった際の個別対応とし、適切な情報提供をもって住民との相互理解促進に努めていく所存です。 ②縦覧者数は小平町役場1名、留萌振興局1名、留萌市役所0名となっております。インターネットで公開されたページのアクセス数は全体で513、北海道では93です。北海道内よりも道外のほうが関心が高い結果となっておりますが、いずれにしても住民との相互理解のためには、環境影響評価の中で定められている法定の説明会、地区単位での個別の説明会などを通して、専門的な図書の内容を丁寧かつ分かりやすく説明させていただいた方が、住民の皆様の理解促進につながり、広く意見をいただけるものと考えております。またホームページの活用の場合、弊社のセキュリティの都合で質問を受け付けできない可能性がございますので、現時点では確実に質問を受け付けできる説明会を通して、地域の皆様との対話を重ねていきたいと考えております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	住民との相互理解のため、環境影響評価手続きに限らず、事業検討段階の各段階に、関係自治体、地元の環境保全団体等との協議、及び住民への事業説明等を適宜実施し、懸念や不安等の払拭に努め、相互理解を促進して参ります。今後も適宜自主的に説明を行っていく予定で、引き続き密にコミュニケーションをとりながら検討を進めていきます。

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	2	第1節 第一種事業の目的	1次	カーボンニュートラルとネイチャーポジティブは、同時に達成を目指すべき目標であると考えられますが、本事業におけるネイチャーポジティブに係る取組に対する事業者の見解をご教示ください。	風力発電等の再生可能エネルギー関連事業については、CO2排出の削減等を通じたカーボンニュートラルへの貢献が大きい取り組みではありますが、ご指摘のとおり、ネイチャーポジティブに対する取組みも推進していくべきものと考えております。具体的な取組みについては、環境省の推進する「令和6年度 ネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの同時実現に向けた再生可能エネルギー推進技術等の評価・実証事業」が先進事例になるものと考えており、このような実証事業を参考として、事業とネイチャーポジティブとのシナジーを最大化しつつ、発生するトレードオフを技術的政策により解消していく考えです。
			2次	①どのような技術的政策が想定されているのでしょうか。具体的にお答えください。 ②審議会でも指摘しましたが、方法書以降ではネイチャーポジティブへの取組についても具体的に記載するようにしてください。	①技術的政策は上記1次回答のとおり、環境省の推進する「令和6年度ネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの同時実現に向けた再生可能エネルギー推進技術等の評価・実証事業」で採択される事業が先進事例となって今後まとめられるものと考えており、これらの成果等を参考としながら検討してまいります。 ②①にも記載しております通り先進事例の成果などを参考としながら、方法書以降の適切な時期にネイチャーポジティブへの取組についても具体的に記載いたします。
追加2-6	4	図2.2-1(1)事業実施想定区域の位置	1次 2次	事業実施区域は航路に近く、訓練試験空域内になるため、東京航空局等の関係機関に影響の有無について確認する必要がありますが、実施していますでしょうか。	東京航空局千歳空港事務所等の関係機関に確認いたします。
2-2	11	2.2.6 第一種事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要 2.2.7 第一種事業に係る工事の実施に係る期間及び工程計画の概要	1次	ヤード造成等で緑化を実施するものと思料しますが、その手法は、方法書でお示しいただけるでしょうか。また緑化については、在来自生種を用いた復元緑化をすることが望ましいと考えられるため、日本緑化工学会が提言している「生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023」等（ https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf ）を参考に検討していただきたいと考えますが、事業者の見解を伺います。	ヤード造成、造成後の緑化等の工事の詳細については現在検討中であり、方法書以降の手続きにて参考とする文献を含めお示しいたします。また、種の選定については「生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023」等を参考に検討して参ります。
			2次	①緑化に用いる種や産地（自生種か否か・外国産在来種ではないか）は、方法書段階において示される予定でしょうか。 ②在来種であっても北海道では種苗会社等において緑化技術や知見が蓄積されています。事前に施工区周辺にて種子採取・育苗の期間が必要となりますので、早めに専門家に相談しながら緑化計画を立てていただきたいと考えますが、今後の緑化計画に係る事業者の考えについて伺います。 ③風力発電機や搬出入経路などの具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水などについて、河川管理者と打合せしてください。	①御指摘の通り、方法書の段階において許可権者や専門家からのヒアリングをもとに種苗選定等の方針をお示しいたします。 ②風力発電施設や工事用道路等の具体的な位置が決定した段階で、許可権者や専門家に相談しながら緑化計画を立案いたします。 ③風力発電施設や工事用道路等の具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水等について、河川管理者と協議いたします。
2-3	12	図2.2-3工事用資材等の主な搬出入経路	1次	搬出入経路については、「主要な走行ルート」として掲載されていることから、本図では東側からの搬出入経路が記載されておりますが、西側の区域（鬼泊川流域付近）に風力発電機を設置することとなった場合、花岡側の道路も使用する可能性があるとの理解でよろしいでしょうか。	御指摘のとおり、主要な走行ルートとしては事業実施想定区域東側からのアクセスを想定しておりますが、資材運搬等の車両の一部が西側からアクセスする可能性もございます。詳細については今後の輸送路調査等を踏まえ、方法書以降の手続きにおいてお示しいたします。
			2次	輸送路調査により走行ルートを決定的なものとしますが、どのような観点で走行ルートを決定的なものとすることを、その概要をご教示ください。	植生等の自然環境に配慮するとともに、可能な限り既存道路を活用した上で実際に風車部材などを輸送できる条件を満たしているルートを輸送路調査にて確認し決定いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-4	13~15	2.2.8その他の事項	1次	<p>①事業実施想定区域の設定にあたり、「⑤生活環境の保全上留意が必要な地域」の情報をどのように活用したのかをご教示ください。なお、活用されていない場合は、その旨をご回答願います。</p> <p>②風力発電機の設置が想定される範囲は、配慮の特に必要な施設及び住居などから1kmの離隔が確保できるようにしたとのことですが、根拠としている資料の当時より風力発電機が大型化していることを踏まえると、さらに離隔を取る必要はないでしょうか。事業者の見解を伺います。</p> <p>③住居等と住宅等の記載が混在していますが、使い分け等が有ればご教示ください。なければどちらかに統一してください。</p> <p>④「事業実施想定区域内には保安林（いずれも土砂流出防備保安林）、土砂災害警戒区域が存在することから、今後事業計画の検討過程において、必要に応じて関係機関と協議を行い」とありますが、必要に応じてではなく、少なくとも協議の必要性に関する関係機関への確認は必須なのではないでしょうか。事業者の見解を伺います。</p> <p>⑤事業実施想定区域中部に土砂流出防備保安林が存在しますが、本区域を回避しなかった理由をご教示ください。</p> <p>⑥土砂災害警戒区域と一部重複しておりますが、除外することができなかった理由についてご教示ください。</p>	<p>①「⑤生活環境の保全上留意が必要な地域」については、留意が必要な施設及び住居等が分布する地域の情報を整理し、当該地域から1.0km以上の離隔を確保できるよう風力発電機の設置が想定される範囲（尾根線）の絞り込みを行っております。この範囲（尾根線）への風力発電機の設置や資材の搬出入ルートとして改変の生じる可能性のあるエリアを考慮する際に活用し、事業実施想定区域を設定いたしました。なお、本事業に伴い改変の生じる可能性のあるエリアについては、今後の現地測量等により絞り込みを行うことから、詳細は方法書以降の手続きにてお示しいたします。</p> <p>②御指摘のとおり、風車の大型化に伴い確保すべき離隔もより大きくなる可能性もございますが、詳細は採用する風力発電設備の騒音諸元や今後の現地調査結果を考慮した予測、評価の結果を踏まえ、適切な離隔を確保する考えです。</p> <p>③御指摘のとおり、方法書以降の図書で住居等で統一致します。</p> <p>④御指摘のとおり、保安林の所在は関係機関に確認しており、その情報を基に今後の事業区域の絞り込みを検討してまいります。また、やむを得ない理由により保安林の使用の可能性がある場合は、関係機関と十分に協議を行ってまいります。</p> <p>⑤配慮書段階では本事業の工事計画に関して確定していない事項もあることから、現時点で改変する可能性のある範囲を広めに設定しているため、保安林、土砂災害警戒区域が含まれております。今後の方法書以降の手続きにおいては、事業計画の具体化に合わせて区域の絞り込みを行うことで影響の回避を図るとともに、やむを得ずこれらの箇所の変更が必要な場合は、関係機関と十分な協議を行った上で適切な措置を講じる方針です。</p> <p>⑥上記⑤の回答と同様に、配慮書段階では本事業の工事計画に関して確定していない事項があることから、現時点で改変する可能性のある範囲を広めに設定しているため、当該エリアが含まれておりますが、今後の方法書以降の手続きにおいて区域の絞り込みを行うことで影響の回避を図るとともに、やむを得ずこれらの箇所の変更が必要な場合は、関係機関と十分な協議を行った上で適切な措置を講じる方針です。</p>
			2次	1次質問④の回答について、土砂災害警戒区域についての回答がありませんでしたが、関係機関である留萌振興局留萌建設管理部との打合せは実施する予定でしょうか。	1次質問④の回答と同様に、関係機関と十分に協議を行ってまいります。
追加2-7	18 23 132 197	図2.2-7 図2.2-11 (2) 図3.2-9 図4.3.5-1	1次		
			2次	各図において小平町本郷公園鳥獣保護区の形状が現状と異なっているため、修正してください。	御指摘のとおり、当該区域の形状に誤りがありましたため方法書において、別添資料のとおり記載を修正致します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-5	27	(3) 事業実施想定区域の周辺における風力発電の既設事業及び新規事業計画	1次	①本文に「既設事業及び新規事業計画」とありますが、把握されている新規事業計画はないと考えてよろしいでしょうか。環境アセスメントデータベースの既設の風力発電所位置は出典に記載がありますが、計画中の風力発電所について、調査していなければ確認し、図表の修正が必要であれば修正してください。 ②既存風力発電施設について、風車位置ではなく発電所位置を把握するのみで良いとした理由をご教示ください。	①既存資料を基に調査した結果、記載のない新規事業計画は確認しておりませんが、新たに確認した場合は方法書以降の図書において修正いたします。 ②既存の風力発電施設については広域の図面でお示ししたため発電所の概略的な位置のみ記載しておりましたが、方法書以降の手続きにおいて詳細な位置をお示しいたします。
			2次	他の事業者についても同地域において事業実施を計画し、多数の風力発電機の建設が計画されていることから、景観への累積的影響が懸念されます。他の事業者とも調整し景観への影響の低減を図って事業を実施してください。	御指摘のとおり、事業実施想定区域周辺で他事業者による風力発電機が建設される場合には、累積的影響を考慮した上で、影響の低減に努めてまいります。

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	38	図3.1-4 主要な河川の様況	1次	①図中の橙色の枠がある河川及び河川名は二級河川を示しているとのことですが、橙色の枠が見当たりません。図を修正するか、図内に二級河川がないのであれば、注釈を修正してください。 ②橙色の枠がない河川はどのような分類がされている河川であるか、ご教示ください。	①御指摘のとおり、不要な注釈が残っておりましたので、方法書において修正いたします。 ②二級河川以外には、一級河川、細河川の分類がございます。
			2次	事業実施想定区域内に普通河川が含まれることから、河川への影響が想定される場合は除外を検討してください。	本事業の実施に伴う河川の直接的な変更はないものと考えており、方法書段階で対象事業実施区域を絞り込む過程において除外するよう検討いたします。
3-2	42	表3.1-5事業実施想定区域及びその周辺の重要な地形	1次	出典に『「北海道自然環境保全指針」(平成元年7月、北海道環境保全局環境政策課)』とありますが、当該指針をどのように確認されたのかをご教示ください。	出典の確認について、北海道ホームページ「環境保全局関連の計画・指針・マニュアル等(環境政策課)」に掲載される指針を確認(閲覧)いたしました。なお、出典の表記に一部誤りがありましたので、方法書にて修正致します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-3	45	図3.1-8地すべり地形分布図	1次	地すべり地形の区域分布が示されておりますが、風力発電機の設置予定位置の検討においては、当該区域を除くことを前提とした検討が行われる予定か、ご教示ください。	風力発電設備の設置位置については、地すべり地形が分布する範囲を除いて検討し、当該区域と風力発電設備の設置位置が重複する場合には、詳細な地盤測量等を踏まえ、地すべりリスクの高い範囲の直接改変を避ける等、検討を進めてまいります。
			2次	地すべりリスクの高い範囲の直接改変を避ける等の検討において、関係機関や専門家等との協議・ヒアリング等が行われる予定でしょうか。また、関係機関との協議を行う予定である場合には、どのような関係機関との協議を予定しているかご教示ください。	地すべりリスクの高い範囲の直接改変を避ける等の検討において、関係機関や専門家等との協議・ヒアリング等は行う予定です。また関係機関としては留萌振興局となります。
3-4	47	3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	1次	それぞれの分類群について、文献等の調査範囲をご教示ください。	文献等の調査範囲は小平町、留萌市に係るデータを収集しております。図面やメッシュなどで広く情報が示される文献については、事業実施想定区域を含むメッシュ、及びそのメッシュに隣接するメッシュの情報を整理しております。
追加3-15	47~88 163~ 181	3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 4.3.3 動物	1次		
			2次	事業計画が天然記念物に指定されている鳥類に対して文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取してください。事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議してください。	事業計画が文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取いたします。また、現地調査の結果から事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合には文化庁と協議をいたします。
3-5	51	図3.1-11(3) コウモリ分布	1次	ヒメホオヒゲコウモリの分布情報のほか、ハイリスク種であるヒナコウモリの分布が事業実施想定区域北部で確認されていますが、この情報を受け、今後どのように生息状況を把握していくのか、事業者の方針を伺います。	御指摘のとおり、今後の調査にあたっては、ヒナコウモリのように高空を飛翔するハイリスク種の出現状況を把握できるよう、風況観測塔へバットディテクター（フルスペクトラム方式）を取り付ける等、適切な調査手法を選定いたします。
3-6	94~95	表3.1-21	1次	人と自然との触れ合いの活動の場の選定にあたり、関係市町村や関係団体にヒアリングは実施しているでしょうか。している場合はその概要を、していない場合は今後の実施予定についてご教示願います。	小平町役場及び留萌市役所へヒアリングを実施しておりますが、既存資料により選定された場所以外に、追加の情報等はございませんでした。
			2次	審議会でも指摘しましたが、航空障害灯による影響を踏まえ、星空観察が行われている場所についても確認し、配慮すべきと考えますが、事業者の見解を伺います。	御指摘のとおり、星空観察が行われている場所を把握した上で、航空障害灯による影響が想定される場合には、影響を可能な限り低減できるよう事業計画を検討してまいります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-7	59	図3.1-18(1) センシティブティマップ (注意喚起メッシュ及び重要種)	1次	<p>①環境アセスメントデータベース (EADAS) センシティブティマップにおいて、オジロワシ及びオオワシの生息により注意喚起メッシュBとなっているほか、海ワシ類、ハクチョウ類、マガン、オオヒシクイの渡り経路やノスリの渡り経路 (秋季) と重複しており、風力発電機の設置による影響が懸念されますが、本種の行動範囲を踏まえ、今後どのように対応し、影響の回避・低減を図っていく予定か、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②また、区域の選定にあたって、メッシュから外れる面積が増えるよう、内陸側に区域を寄せることは難しくなったのでしょうか。当該区域を事業実施想定区域とした理由について、鳥類への影響回避の観点からご教示ください。</p>	<p>①今後の対応につきましては、有識者の御意見等を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を実施し、ねぐらや餌場等の利用範囲やその間の移動ルート、繁殖への影響等を把握した上で、事業区域の絞り込みや風力発電設備の配置検討等を含む適切な保全措置を講じることで影響の回避・低減を図る考えです。</p> <p>②区域の設定にあたっては、鳥類を含む自然環境への影響のほか、風況、工事用資材等の搬入経路、住宅の分布等の要素を考慮し設定しております。また、内陸側のメッシュについては「情報なし」となっておりますが、隣接するメッシュと同様に希少な猛禽類の生息等の可能性があるものと考えております。そのため、今後の事業区域の絞り込みにあたっては、準備書段階における現地調査結果を踏まえ、適切な予測及び評価を実施し、鳥類への影響を可能な限り回避又は低減できるよう設定いたします。</p>
			2次	<p>①1次質問②の回答について、事業者として内陸側も同様の鳥類の生息可能性があると予測していると理解しました。もしそうであれば、現在の事業想定区域内で事業区域の絞り込みを行うのはそもそも難しいのではないのでしょうか。配慮書段階の事業実施想定区域として環境影響リスクの高いエリアを原則として排除し、リスクの低いエリアを十分に含むように計画すべきではないでしょうか。事業者の見解を伺います。</p> <p>②文献情報では1次質問で挙げた鳥類のほか、ヨタカやオオジシギなど夜間に活動する鳥類が確認されていますが、それらの種に対してどのような調査を検討しているのか、また、暗視機器を使った調査等は検討されているのか、現段階の想定で構いませんので、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①配慮書段階における事業実施想定区域の設定にあたっては、自然公園や鳥獣保護区等の法令等に指定される区域のほか、重要な自然環境のまとまりの場の分布状況等を考慮し、これらを可能な限り除外しながら絞り込みを行っております。センシティブティマップにつきましては、10km四方のメッシュで情報が整理されており、必ずしもメッシュ内の全面に重要種や集団餌場・罅等が分布しているものでなく、メッシュ内のごく一部に限って分布している場合も含まれるものと認識しております。また、内陸側の「情報なし」のメッシュにつきましては、もともと鳥類の生息状況に関する情報そのものがない場合も含まれており、環境影響評価の手続きにおいて十分な調査が必要との扱いとなっております。このためご指摘のとおり、センシティブティマップに基づいて事業区域を絞り込むことは困難であったことから、当該メッシュに情報があつたオジロワシ・オオワシの生息情報に配慮し、道内の海ワシ類の生息・生態等に精通する専門家の御助言を賜りながら事業区域を設定致しました。</p> <p>②既存資料により確認されているヨタカやオオジシギなど夜間に活動する鳥類の調査については、鳴き声確認による夜間調査やICレコーダーを用いた録音調査により把握が可能であるものと考えております。詳細な調査手法等は方法書において、お示しする考えです。</p>
3-8	79	図3.1-25 重要な植物群落位置図	1次	<p>①事業実施想定区域の一部に植生自然度9及び10の区域が存在していますが、これらの区域に対し、今後どのように対応し、影響の回避・低減を図っていく予定か、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②方法書以降に実施する植生調査等において、植生自然度8の範囲が確認された場合に、どのような対応を想定されているかをご教示ください。なお、植生自然度8については、将来的には自然植生に戻ると想定されるものであることを踏まえ、ご回答ください。</p>	<p>①植生自然度9及び10に該当する区域については、今後の準備書段階における現地調査によりその分布状況を把握した上で、影響の回避又は低減に努めてまいります。</p> <p>②今後の植生調査等により植生自然度8に該当する範囲が確認された場合には、有識者等の助言を踏まえた上で、直接改変を回避する等、適切な保全措置を検討してまいります。</p>
3-9	91 96	図3.1-32 主要な眺望点の状況 図3.1-34 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	<p>91ページの主要な眺望点にて「おにしかツインビーチ」が選定され、96ページの人と自然との触れ合いの活動の場では「ゴールデンビーチるもい」が選定されていますが、同じ海水浴場であるにも関わらず、それぞれ景観 (人と自然との触れ合いの活動の場) にも選定されています。利用の特性を考えると、両方の項目に反映する必要があると考えますが、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>御指摘のとおり、それぞれの利用特性を考慮して両方の項目に反映したものを、方法書において修正いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加3-16	100 101	3.2.2土地利用の状況 (2)土地利用計画 図3.2-2土地利用基本計画図	1次	<p>①事業実施想定区域及びその周囲は、地域森林計画対象民有林であり、1haを超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、知事の許可を受ける必要があるので留萌振興局産業振興部林務課と打合せしてください。</p> <p>なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があります。</p> <p>【新規許可の場合の審議会諮問基準】</p> <p>(1) 開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。</p> <p>(2) 開発行為に係る森林面積が10ha未満であって、全体計画の一部についての申請である場合は、全体計画の開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。</p> <p>(3) 開発行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全地域にあるもの。</p> <p>(最新の水資源保全地域については別途確認してください。)</p>	<p>①御指摘の通り、風車配置などが決定し、1haを超える開発行為となる場合は、留萌振興局産業振興部林務課と打合せを行います。</p> <p>②御指摘の通り、農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については、配慮いたします。</p> <p>③ご指摘の通り、土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きを実施いたします。</p>
			2次	<p>②農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については、配慮願います。</p> <p>○農地法に基づく農地転用許可 事業予定地が、農地法に規定する農地又採草放牧地である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であるため、当該地の現況地目について、農業委員会と十分調整願います。</p> <p>○農振法に基づく開発行為許可 事業予定地が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発行為は規制されているので、市町村農振法担当部局と十分調整し、地域農業の振興に支障が生じないよう配慮願います。</p> <p>なお、本地域には農業振興地域が含まれており、小平町事業管理計画を確認した結果、道営事業が2件予定されていたため、事業実施の際は関係機関（留萌振興局）に確認を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道営農地整備事業 大椴子川地区（R5～R13） ・道営農地整備事業 寧楽地区（R9～R17） <p>③対象事業実施区域は、農業地域及び森林地域に掛かっています。</p> <p>土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きが必要となりますので留意願います。</p>	
3-10	103	(1)河川及び湖沼の利用	1次	<p>①水道水源としておびらしべ湖等を確認されたとしていますが、当該確認をした事業実施想定区域周辺とは、どの図で示された範囲であるかをご教示ください。また、おびらしべ湖は、図3.2-4の図郭外と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>②小平浄水場の集水域に関する記載がありますが、原水の取水地点及びその集水域をどのように確認されたのかをご教示ください。また、小平町に確認されていない場合には、原水の取水地点及びその集水域と判断された範囲の妥当性について、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③事業実施想定区域の設定に当たって、小平町の水道所管部局、農業団体及び漁業団体とは調整が行われたものかをご教示ください。</p>	<p>①御指摘のとおり、おびらしべ湖は図3.2-4の図郭外です。水道水源の確認範囲は、縮尺1/100,000の範囲で整理しておりますが、文章中に記載のあったおびらしべ湖が図中に含まれていないことから、方法書においておびらしべ湖の位置を示すよう更新いたします。</p> <p>②原水の取水地点については小平町役場へのヒアリングにより確認しております。また、集水域については国土数値情報により確認しております。</p> <p>③事業実施想定区域は改変の可能性のあるエリアを広く設定している為、左記の機関等とは協議は実施しておりませんが、農業団体へは事業計画概要の説明は実施しており、特段コメントはありませんでした。なお、今後の環境調査及び許認可などの状況に応じて協議を行う予定です。</p>
			2次	<p>①事業実施想定区域の周辺に小平浄水場の取水地点（小平薬川）があるため、工事に当たっては水道事業者と事前に協議してください。</p> <p>②方法書では、取水地点の水質への影響について評価できるよう、調査・予測地点を設定してください。</p>	

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-11	103~105	3.2.3河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	1次	小平町では、飲用としての地下水井戸は現時点で37件確認されているとのことですが、当該地点は事業実施想定区域内または周辺にありますでしょうか。また、区域内または周辺にある場合はどのような対応を想定しているのか、現時点での想定をご教示ください。	左記の内容について、小平町役場へのヒアリングにより飲用の地下水井戸が事業実施想定区域内にないことは確認しております。周辺の位置に関しては、個人情報を含むことから、情報を共有いたいたしていませんが、今後、事業区域の絞り込み等を行うにあたって改めて情報を確認し、方法書における記載内容を更新致します。
			2次	①事業実施想定区域の周辺（1km以内）に住居等が存在していますので、飲用井戸の有無について確認の上、飲用井戸が有る場合は水量・水質に影響を及ぼさないよう配慮を行ってください。 ②事業実施想定区域周辺にある小平薬川はさけます増殖河川のため、事業実施にあたっては（一社）留萌管内さけ・ます増殖事業協会と事前に協議し、了承を得てください。 ③事業実施想定区域周辺の沿岸海域には海面漁業権及び定置漁業権が設定されていますので、調査、環境影響評価及び事業実施にあたっては、関係する漁業協同組合等と事前に協議し、同意を得てください。	①御指摘のとおり、方法書段階における対象事業実施区域周辺（1km以内）に飲用井戸が存在する場合には、水量・水質への影響に留意し工事計画を検討いたします。 ②御指摘のとおり、今後の方法書段階において、左記の関係者と協議を実施し、理解を得ながら事業を進めてまいります。 ③今後の事業計画の検討を踏まえ、海域への影響が想定される場合には、関係する漁業協同組合等と協議を実施し、同意を得られるよう進めてまいります。また影響が想定されない場合にも影響が想定されない旨の説明や方法書段階の説明会の実施について漁業協同組合等に情報提供を行います。
3-12	108	3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	1次	出典として、小平町ホームページ（学校所在一覧、暮らし（各種施設））がありますが、留萌市ホームページにより同様の情報を確認されなかったのでしょうか。事業実施想定区域周辺の範囲をどのように設定したのか、また、設定した範囲を対象に十分な情報が得られる調査をされたのかについて、事業者の見解をご教示ください。	事業実施想定区域周辺の範囲については縮尺1/100,000の範囲を基本とし、環境特性に応じてその範囲を拡張して整理しております。留萌市内については、ホームページを含め既存資料調査を実施しておりますが、事業実施想定区域周辺（1/100,000の範囲内）には配慮が特に必要な施設は確認されておりません。
			2次	事業実施想定区域の外周から最も近接する住宅が約100mの距離にあるとのことですが、かなり近接しているため、風車の設置想定範囲や事業実施想定区域の見直し等により、十分な離隔を取るようすべしと考えますが、事業者の見解を伺います。	事業実施想定区域については可能な限り既存の林道等を活用するため広い範囲に設定しておりますが、ご指摘のとおり、今後の方法書段階における事業計画にあたっては、近接する住居から十分な離隔を確保できるよう、風力発電機や設置範囲や対象事業実施区域を検討してまいります。
3-13	111 112	表3.2-11 産業廃棄物処理施設の状況 図3.2-7 廃棄物施設の状況	1次	平成24年度のデータについて記載されていますが、直近のデータを把握する必要性について事業者の見解をご教示ください。	配慮書段階で最新情報との整合を図る必要がございましたが、出典に用いた国土数値情報が古いものであったため、方法書において適切に情報を更新いたします。
追加3-17	128	表3.2-32 内容	1次		
			2次	以下誤記ですので、修正してください。 誤：「下部針広混交林」 正：「下部針広混交林等」	御指摘のとおり、今後の方法書の図書において、記載を修正いたします。
追加3-18	133 136	保安林等の指定状況	1次		
			2次	①事業実施想定区域の一部及びその周囲は、保安林に指定されているので保安林を避けて計画してください。 やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、留萌振興局産業振興部林務課と速やかに打合せをしてください。 また、次に該当する場合は、保安林の転用に係る解除に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があります。 【保安林の転用に係る解除の場合の審議会の諮問基準】 ※林野庁所管の保安林におけるものを除く。 (1) 転用に係る面積が1ha以上のもの。 (2) 転用に係る面積が1ha未満であって、次に該当するもの。 ・転用の目的、態様等からして、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められるもの。 ・森林審議会の諮問を要する林地開発行為の許可と一体となって、保安林の解除を要するもの。 ②事業実施想定区域及びその周辺には水源かん養保安林が存在していますので、水資源の確保や水質保全のための適正な配慮を行ってください。	①御指摘の通り、配置計画の中でやむを得ず、保安林内での計画が必要な場合は、留萌振興局産業振興部林務課と打合せいたします。 ②御指摘の通り、水資源の確保や水質保全のための適正な配慮を行います。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加3-19	143	3.2.8(3) ③国土防災に係る指定区域 ④景観	1次		
			2次	①対象事業実施区域及びその周囲には、「山地災害危険地区調査要領」（平成18年7月林野庁）に基づく、山地災害危険地区が存在しており、土砂災害の発生のおそれがあることから、山地災害危険地区へ影響しない場所への施設計画を検討してください。 ②地域の景観の保全を考える上で、風力発電設備の位置・配置や意匠形態に配慮すること、地域住民との間にどれだけ合意形成が図られているかが重要であるため、風力発電設備の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めてください。 また、周囲との調和を図るために ・北海道景観計画 ・北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン を参考にし、事前相談を行うなど、景観法の届出の手続きが順調に行えるようにしてください。	①御指摘のとおり、山地災害危険区域への影響を極力回避できるよう事業計画を検討いたします。やむを得ず山地災害危険区域への影響のおそれが生じる場合には、関係機関等と協議を実施し、指導等に従い適切に対応してまいります。 ②御指摘のとおり、説明会を通じた地域住民とのコミュニケーション等により、相互理解の促進に努めます。また、周辺との調和を図るために、北海道景観計画、北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインを参考に事前相談などを行ってまいります。
3-14	146	表3.2-37(1) 関係法令等による指定及び規制の状況	1次	環境基本法（騒音類型指定）、騒音規制法、振動規制法及び水質汚濁防止法について、それぞれ周辺地域を「○」と判断された理由をご教示ください。	環境基本法については、図3.2-3に示す用途地域の指定状況を踏まえ、表3.2-14に示す環境基本法に基づく地域の類型指定の状況と照らし合わせて判断しております。 騒音規制法、振動規制法については、北海道ホームページの「騒音・振動・悪臭規制地域マップ」に示される規制地域の範囲により判断しております。なお、本編124頁において『事業実施想定区域及びその周辺は、「振動規制法」の規制地域には指定されていない。』という記載しておりましたが、誤記であり、周辺には当該規制地域が存在するため、方法書にて修正いたします。 水質汚濁防止法については、北海道留萌振興局保健環境部環境生活課へヒアリングを実施し、周辺に存在する水質汚濁防止法の届出事業場は、小平町で4件、留萌市で2件該当する施設が確認されております。
			2次	大気汚染防止法について、水質汚濁防止法と同様に施設・排出基準に関して確認したとされていますが、具体的にどのような確認を行った結果、周辺地域を「×」と判断されたのかをご教示ください。	大気汚染防止法については、水質汚濁防止法と同様に改めて北海道留萌振興局保健環境部環境生活課へヒアリングを実施したところ、小平町で5件、留萌市で5件該当する施設が確認されたため、今後の方法書において、正確な記載に修正いたします。

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	151	表4.2-1 (1) 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法	1次	騒音及び超低周波音に係る予測方法について、事業実施想定区域内の主要な尾根線（P25）との位置関係を整理することしなかった理由をご教示ください。また、他の項目も含め、事業実施想定区域内の主要な尾根線を示したことが、配慮書段階での予測及び評価にどのような意味を持つのかをご教示ください。	配慮書段階の予測においては重大な影響の可能性を把握するために行っており、より重大な影響の可能性が見込まれる対象事業実施区域との位置関係を基本として整理しております。 他の項目も含め、予測及び評価において主要な尾根線に特段の意味は持たせておりません。なお、景観については主要な眺望景観の変化の程度を把握するために風力発電機を仮配置する範囲の参考として、主要な尾根線を配慮書中に示しておりますが、予測条件として用いた以外に特段意味はございません。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-2	155	(3) 予測地域	1次	「風車騒音により環境影響を受けるおそれがある地域は、一般的に風車から半径1km程度が目安とされている」とのことですが、出典には全く同様の記載があるということでしょうか。出典において、具体的にどのように記載されているのかをお示しいただき、騒音及び超低周波音に共通する目安なのかをご教示ください。 また、出典において騒音のみが対象とされている場合、超低周波音について1kmの範囲を目安とすることが妥当であることを示す根拠をご教示ください。	当該出典では「風車騒音により人の生活環境に影響を与えるおそれがある地域」について、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日通商産業省令第54号）」に記載される「発電所一般において環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、事業実施想定区域及びその周囲1kmの範囲内としている。」が引用されております。この引用元の記載では風力発電事業以外の発電所事業を含む内容であり、風力発電所における風車騒音影響は風力発電設備から生じるものであることから、配慮書へ記載した左記の記載内容と出典における記載に齟齬は生じないものと考えております。 なお、当該文献では超低周波音については影響を受けるおそれのある地域を設定しておらず、参考として騒音と同様の範囲を予測地域としております。
4-3	160	(4) 予測結果	1次	事業実施想定区域（外周）から1.6km（ローター直径の約10倍）の範囲内に住宅等が505戸あるとのことですが、p.25に示される風力発電機の設置が想定される尾根線の範囲から1.6kmの範囲内には住宅は何戸あるのかご教示ください。	主要な尾根線から1.6kmの範囲内には、住宅等の建物は66戸確認されております。
			2次	同じページの(3)に示されている風車の影による影響を受けるとされている範囲内に多数の住宅がありますが、P25で示されている尾根線の範囲内で、住宅等と十分に離隔を取って風力発電機を配置することが可能なのでしょうか。	今後の方法書段階における事業計画において、対象事業実施区域の絞り込みや風力発電機の設置範囲の見直し等により、近接する住宅等との離隔を十分に確保できるよう検討致します。
追加4-9	171～176 190～191	専門家等へのヒアリング結果	1次		
			2次	専門家へのヒアリングについては、コウモリ類、鳥類及び植物に関するのみしか実施されていませんので、昆虫類等各分類群についても実施してください。 また、ヒアリングを実施している分野についても、鳥類を除き各分野1名の実施となっておりますが、各分野の中においても、専門家により専門とする内容は様々であり、見解が異なる可能性もあることから、特に発電所の設置により影響を受ける可能性がある、コウモリ類、昆虫類、植物については複数の専門家等へヒアリングを行い、意見や情報に偏りが生じないように配慮してください。	御指摘のとおり、今後の専門家ヒアリングについて、必要な分野について複数名の専門家へヒアリングを実施致します。
4-4	173	表4.3.3-5 (1) 専門家等へのヒアリング結果	1次	①「海岸線から2km以内はオジロワシが飛翔ルートとして利用する可能性が高いため、事業実施想定区域の絞り込みには十分留意すること」とありますが、現在の事業実施想定区域は海岸線から何kmに位置するのか、また、方法書段階で2km以上の離隔が取られるよう区域を絞り込む予定としているのか、事業者の見解をご教示ください。 ②オオヒシクイについて、「飛翔高度を上げるにはある程度の距離が必要」とありますが、これはどの場所から飛翔した場合の意見なのでしょうか。 ③専門家から「タワー下部等に目玉模様を添付する等の彩色の検討をすとよい。」旨の意見を受けておりますが、どのような彩色を検討されておりますでしょうか。現時点でのお考えをご教示ください。 ④本表の専門家（団体）の専門分野は鳥類と記載されておりますが、コウモリ類についても専門知識を有する団体なのでしょうか。	①事業実施想定区域の外周から海岸線まで最短で約0.9kmです。今後の方法書段階における区域の絞り込みに際しては、海岸線から2km以上の離隔を確保できるよう検討いたします。 ②オオヒシクイが降りると考えられる湖面や田畑等から飛翔した場合を想定しております。なお、事業実施想定区域周辺には田畑が広く存在するものの、有識者等から当該地域においてオオヒシクイが利用している、する可能性がある等の情報は得られていないことから、今後の有識者ヒアリングや現地調査において確認いたします。 ③現時点では具体的な彩色などを検討していないため、準備書段階における現地調査の結果や有識者の御意見、最新の知見、景観への配慮を踏まえて検討いたします。 ④コウモリ類は専門分野ではないものの、風力発電事業に関して豊富な知識等を有しており、参考にすべき御意見であるものと考えております。
			2次	①1次質問①について、現時点で2km以内の区域を排除しない理由を具体的にご教示ください。 ②審議会でも指摘しましたとおり、希少猛禽類については、データに頼りすぎず、ガイドライン等の指針も参考にしながら安全側になるよう事業地の絞り込みを行ってください。また、実際に事業地を調査する場合には、十分な調査期間を設けてください。	①配慮書段階における事業実施想定区域の設定について、風況や搬入路等を含めた広い範囲で設定しております。なお、1次回答のとおり、今後の方法書段階における区域の絞り込みの際には、海岸線から2km以上の離隔を確保できるよう検討いたします。 ②御指摘のとおり、現地調査結果のほか、希少猛禽類に係るガイドライン等も参考に事業計画を検討いたします。なお、調査期間を含む現地調査仕様につきましては専門家の御助言も踏まえ十分な内容を設定いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-5	175～ 176	表4.3.3-6 専門家等へのヒアリング結果	1次	専門家ヒアリングにおいて「小平薬川の流域には、オジロワシ2ペアの繁殖情報がある。そのうち、1ペアの行動圏には、事業地が含まれる可能性が高い。」との情報が得られておりますが、こちらの意見を受けて、どのように調査方法に反映するのか、現時点での想定をご教示ください。	有識者等の助言を踏まえ、小平薬川流域の希少猛禽類の飛翔状況の確認を十分に把握できるよう、また、餌場となる海岸線等へのアクセス経路の飛翔状況を把握できるよう、調査時期及び調査地点配置に反映する考えです。
			2次	①専門家等からの「フクロウ類の調査について、10レコーダーによる音声録画調査も有効であるが、ほとんど発声しない種は確認が困難である。予め、対象地の林内において営巣可能な樹洞の状況を確認しておく」とよい。」及び「事業予定地における猛禽類やクマゲラ等の古巣調査を実施する場合、繁殖への影響を回避するため、巣立ちヒナの飛翔力が十分ついた以降、12月上旬頃までの期間に実施してほしい。」との指摘に対し、他の事業者対応の記載と比べて明確な事業者の対応が記載されていませんが、具体的にどのように対応するのかご教示ください。 ②1次回答にある飛翔状況や餌場へのアクセス経路の他、罫などといった地上での行動を把握できるよう、事業実施想定区域及びその周囲の地上視野を確保できる調査地点を設定することが必要と考えますが、調査地点の設定方法について事業者の見解をご教示ください。	①フクロウ類の営巣可能な樹洞については、林内踏査においてその把握に努めるほか、猛禽類やクマゲラ等の古巣調査については、繁殖への影響を回避できヒグマの活動期間を避けることのできる積雪期での実施を検討しておりますが、具体的な調査手法等については専門家ヒアリングを踏まえて方法書にお示し致します。 ②御指摘のとおり、適切な調査地点を設定するほか、調査実施時における希少猛禽類の出現状況に応じて適宜調査地点を変更する移動定点を設けることで、適切な把握に努める考えです。
追加4-10	181	(2) 評価結果	1次		
			2次	今後の現地調査により、重要な種の生息状況等を確認するとのことですが、方法書段階では踏査ルートも示されるのでしょうか。方法書段階で適切な調査手法となっているのか確認するために調査範囲ではなく具体的な踏査箇所を明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。	御指摘のとおり、方法書において踏査ルートを記載いたします。
4-6	190	表4.3.4-6(1) 専門家等へのヒアリング結果	1次	事業実施想定区域北東部のエゾイタヤ-ミズナラ群落や区域北西部のヤナギ高木群落は、この地域では重要な植生と考えられるとし、事業者の対応として「可能な限り回避又は低減できるよう、早期に事業計画へ反映」とありますが、具体的にはどの段階で事業計画に反映する予定か、事業者の見解をご教示ください。	今後の方法書以降の手続きにおいて、有識者等の助言を踏まえた上で適切な現地調査を実施し、植生の詳細な位置等を把握できた段階で事業計画へ反映する考えです。具体的な段階の予定はございませんが、当該範囲の変更を避けられるよう、優先順位を高いものとして取り扱う考えです。
			2次	「適切な現地調査を実施」とありますが、方法書段階では踏査ルートやコドラートといった調査地点は示されるのでしょうか。方法書段階で適切な調査手法となっているのか確認するためにも調査地点を明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。	御指摘のとおり、方法書において踏査ルート及びコドラート調査地点を記載いたします。
追加4-11	207～ 208	表4.3.6-3 図4.3.6-3	1次		
			2次	留萌神社についても、事業実施想定区域から10.9km圏内に存在しますので、主要な眺望点として選定すべきではないでしょうか。事業者の見解を伺います。	「留萌神社」については、既存資料や留萌市へのヒアリングから主要な眺望点として抽出されませんでした。今後の方法書段階における現地確認等により、主要な眺望点としての選定を検討致します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-7	209～ 210	4.3.6.2(4) 予測結果 4.3.6.3(2) 評価結果	1次	<p>①事業実施想定区域及びその周辺の樹林等による遮蔽により、景観変化の程度は予測結果よりも低減されるものと想定していますが、望洋台スキー場や寧楽神社等、圧迫感を受けるような垂直視野角の眺望点でも、樹林等での遮蔽のみで影響を低減できるのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p> <p>②必要に応じて風力発電機の配置や基数、風車の塗色等を考慮することですが、具体的にはどの程度の影響の大きさとなった場合に考慮されるのか、現段階の想定で構いませんので、垂直視野角を用いて具体的に説明願います。</p>	<p>①樹木等による遮蔽が生じることにより、予測結果よりも影響が低減されるものと考えておりますが、この遮蔽のみで影響を十分に低減できるものとは考えておりません。詳細な予測結果及びそれに対する影響の低減については、準備書以降の調査、予測、評価の結果を踏まえて検討する方針です。</p> <p>②垂直視覚については各個人の感覚により差異が生じるため、今後、準備書以降の調査及び予測の結果に基づき、関係地方公共団体や管理者等へヒアリングを行い、その結果を踏まえて適切な環境保全措置等を検討してまいります。</p>
			2次	<p>①審議会でも指摘しましたが、風力発電機の配置検討のみでは、すべての眺望点で影響を回避することは難しいと考えられます。影響の低減が見込めない場合、現時点でどのような対応を考えているのか、あるいは影響がないことをどのように示すのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>②風力発電機の事業実施想定区域までの最短距離は、約3.7km から約12.3kmとあり、想定されている風力発電機が全高最大190mと仮定した場合の垂直見込み角が0.6度から15.2度を超える様な範囲としていますが、この垂直見込み角は標高差0mの場合であり、垂直見込み角と鉄塔の見え方の知見と異なる見え方になる可能性があるため、それぞれの地域の景観の保全を考慮する上で、風力発電機の位置・配置や意匠形態に配慮してください。</p> <p>③フォトモニタージュ作成時は、風力発電機が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング区分毎に四季（春季・夏期・秋期・冬期）を通して、人が見た印象に近いとされる焦点距離50mm（35mm フィルム換算）で撮影した写真で複数枚作成してください。</p> <p>また、住民説明会などの地域とのコミュニケーションの場で、それらを提示して感想を集めることで、影響の把握ができるかと思いますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①1次回答及び審議会時の回答のとおり、現時点では具体的な対応は想定しておらず、準備書以降の調査及び予測の結果に基づき、関係地方公共団体や管理者等へヒアリングを行い、その結果を踏まえて適切な環境保全措置等を検討する考えです。なお、影響の有無に関してはフォトモニタージュの作成によりお示し致します。</p> <p>②御指摘のとおり、垂直見込み角と鉄塔の見え方の知見と異なる見え方になる可能性があることに留意し、適切な調査、予測及び評価を実施した上で、風力発電機の配置等を検討いたします。</p> <p>③御指摘のとおり、適切な調査手法に基づき写真を撮影し、フォトモニタージュを作成いたします。また、説明会に際してはフォトモニタージュを用いて説明を行い、景観への影響の把握に努めます。</p>
4-8	216	表4.4-1(1) 計画段階配慮事項の評価結果及び今後の環境配慮の方向性	1次	<p>騒音及び超低周波音に係る今後の環境配慮の方向性について、風力発電機の配置等を検討するとされていますが、「等」として想定される内容をお示しください。</p>	<p>風力発電設備の配置変更、基数削減のほか、一定風向・一定風速以上の場合の運転規制を検討いたします。また配慮策を講じてもお騒音被害が確認された場合は、対象民家への防音対策工事が考えられると思います。</p>

5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
5-1	資料-1	表1 No. 8	1次		
			2次	<p>No. 8について、以下誤記ですので、修正してください。</p> <p>誤：「全国鳥類越冬分布調査報告 2016-2021 年」</p> <p>正：「全国鳥類越冬分布調査報告 2016-2022 年」</p>	<p>御指摘のとおり、今後の方法書において、修正いたします。</p>